

技術を磨き、心をつなぐ

**FUJIMI**

FUJIMI INCORPORATED

# 第65期 定時株主総会招集ご通知

## 開催日時

平成29年6月23日（金曜日）  
午前10時（受付開始時刻：午前9時20分）

## 開催場所

愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1  
にしび創造センター ドレミホール（3階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## 目次

招集ご通知	1
（ご参考）議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度導入の件	5
第3号議案 取締役7名選任の件	10
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	15
事業報告	16
連結計算書類	37
計算書類	40
監査報告	43

株式会社フジミインコーポレーテッド

証券コード：5384

株主各位

証券コード5384  
平成29年6月2日

愛知県清須市西枇杷島町地領二丁目1番地1  
**株式会社フジミインコーポレーテッド**  
代表取締役社長 関 敬 史

## 第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時20分）
2 場 所	愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地1 にしび創造センター ドレミホール（3階） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第65期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第65期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4 その他本招集通知に関する事項	以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス <a href="http://www.fujimiinc.co.jp/">http://www.fujimiinc.co.jp/</a> ）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。 ① 連結計算書類の注記 ② 計算書類の注記 したがって、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集通知添付書類に記載の各書類のほか、当社のウェブサイトに掲載している連結計算書類の注記及び計算書類の注記となります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fujimiinc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (ご参考) 議決権行使についてのご案内

議決権は以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

**日時** 平成29年 6 月23日 (金曜日) **午前10時** (受付開始時刻: 午前9時20分)

**場所** 愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地 1  
にしび創造センター ドレミホール (3階)

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 平成29年 6 月22日 (木曜日) **午後5時到着分まで**

### インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 平成29年 6 月22日 (木曜日) **午後5時まで**

## 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

## 2. インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォン、携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等の利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 **0120-173-027**（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

## 5. 機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第 1 号 議 案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しており、業績に応じた積極的な株主還元を実施するとともに、当社グループの財務状況、経営環境、将来の事業展開に備えた内部留保及び安定配当の維持継続等を総合的に勘案し実行することを基本方針としております。

この基本方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当28円とさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金28円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は690,154,052円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金25円を含め、1株につき53円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

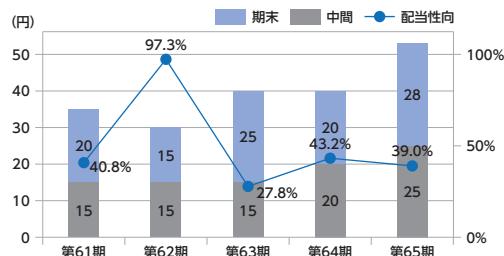
##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,500,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,500,000,000円

(ご参考) 配当金の推移



### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成18年6月23日開催の第54期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額480百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の算定方法及び内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の算定方法及び内容

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

#### （2）本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

### (3) 信託期間

平成29年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、かかる期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。）及びその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記（3）の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり16,600ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、33,200株（当初対象期間である2事業年度分）を取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、平成29年4月17日の終値1,995円を適用した場合、上記の必要資金は、約67百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、次期以降対象期間（3事業年度）ごとに、当該次期以降対象期間（3事業年度）に対応する必要資金として、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期以降対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、次期以降対象期間に関する追加拠出額を算出するものとします。なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定です。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、33,200株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役には、各事業年度当たりのポイント数の合計は、16,600ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役には、各事業年度当たりのポイント数の合計は、16,600ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役には、各事業年度当たりのポイント数の合計は、16,600ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役には、各事業年度当たりのポイント数の合計は、16,600ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

#### (7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)の記載に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価格を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### （8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （9）配当の取扱い

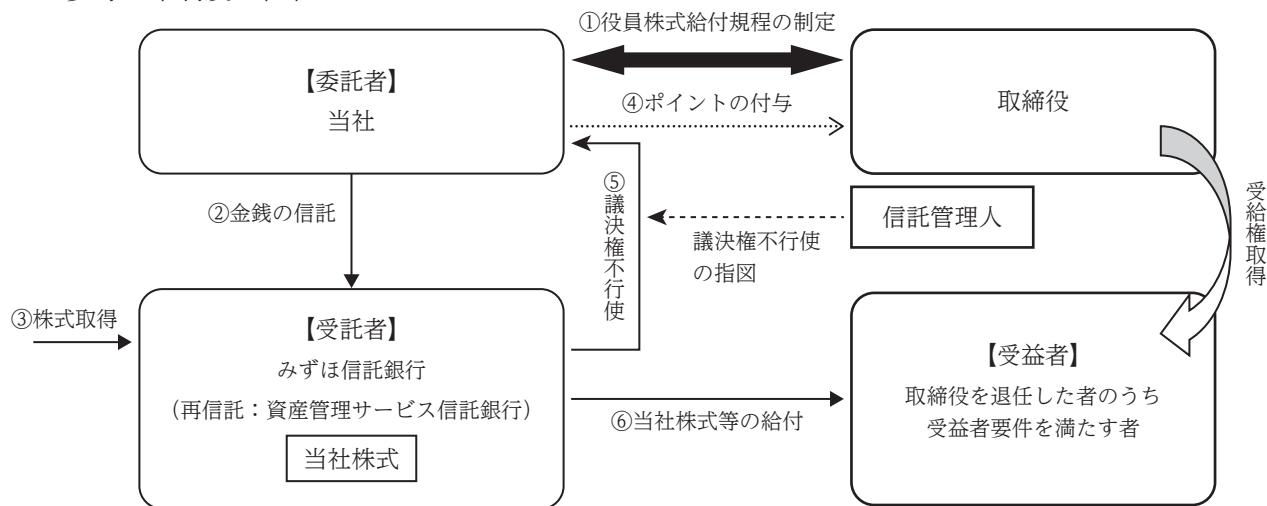
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又はその時点で在任する取締役に對して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### （10）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又は取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## 第 3 号 議 案

## 取締役 7 名 選任 の 件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号

1

せき  
関

けい  
史

（昭和39年4月6日生）

再 任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年4月	株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入社	平成25年8月	同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
平成9年10月	当社入社	平成26年4月	同 代表取締役社長兼CMP事業本部長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
平成12年2月	旧FUJIMI CORPORATION社長	平成27年4月	同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役
平成15年6月	当社取締役新規事業本部長	平成28年4月	同 代表取締役社長 現在に至る
平成17年4月	同 取締役CMP事業本部長		
平成20年4月	同 代表取締役社長		
平成25年1月	同 代表取締役社長兼FUJIMI KOREA LIMITED代表取締役		

- 所有する当社株式の数  
442,683株
- 取締役在任年数  
14年
- 当期における  
取締役会への出席状況  
21回/21回（100%）

### 取締役候補者とした理由

関敬史氏は、CMP事業部門及び海外子会社の統括に携わり、豊富な経験、実績を有しております。平成20年に代表取締役社長に就任し、経営全般に関する知見を有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者といたしました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

2. **伊藤 広一** (昭和30年12月30日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 3月 当社入社	平成25年 4月 同 常務取締役生産本部長兼品質保証本部長
平成20年 4月 同 生産本部長	平成26年 4月 同 常務取締役品質保証本部長
平成22年 6月 同 取締役生産本部長	現在に至る
平成23年 4月 同 取締役品質保証本部長	
平成24年 4月 同 常務取締役品質保証本部長	

■ 所有する当社株式の数  
2,769株

■ 取締役在任年数  
7年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
21回/21回 (100%)

### 取締役候補者とした理由

伊藤広一氏は、生産部門及び品質保証部門の統括に携わり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者といたしました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

3. **鈴木 木** (昭和29年7月11日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年 4月 フリヂャストンタイ株式会社(現 株式会社フリヂャストン)入社	平成23年 6月 同 取締役財務本部長
平成21年 8月 当社入社	平成26年 4月 同 取締役管理本部長
平成22年 4月 同 財務管理本部長	平成28年 4月 同 取締役財務本部長
平成23年 4月 同 財務本部長	現在に至る

■ 所有する当社株式の数  
6,186株

■ 取締役在任年数  
6年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
21回/21回 (100%)

### 取締役候補者とした理由

鈴木彰氏は、財務部門及び管理部門の統括に携わり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者といたしました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

4. おお わき とし き  
大 脇 寿 樹

(昭和35年12月27日生)

再 任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年 4月	当社入社	平成24年 6月	同 取締役ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN.BHD. 社長
平成11年 4月	旧FUJIMI AMERICA INC.出向	平成26年 4月	同 取締役機能材事業本部長
平成23年 4月	当社ディスク事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN.BHD. 社長	平成29年 4月	同 取締役機能材事業本部長兼FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN.BHD. 社長 現在に至る

■ 所有する当社株式の数  
13,623株

■ 取締役在任年数  
5年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
21回/21回 (100%)

### 取締役候補者とした理由

大脇寿樹氏は、開発部門及び海外子会社の統括に携わり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

5. すず き かつ ひろ  
鈴 木 勝 弘

(昭和37年3月9日生)

再 任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年 4月	当社入社	平成28年 4月	同 取締役CMP事業本部長兼FUJIMI CORPORATION社長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長 現在に至る
平成 4年 7月	旧FUJIMI AMERICA INC.出向		
平成23年 4月	当社シリコン事業本部長		
平成24年 6月	同 取締役シリコン事業本部長		
平成27年 4月	同 取締役シリコン事業本部長兼CMP事業本部長兼FUJIMI TAIWAN LIMITED 董事長		

■ 所有する当社株式の数  
15,223株

■ 取締役在任年数  
5年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
21回/21回 (100%)

### 取締役候補者とした理由

鈴木勝弘氏は、シリコン事業部門及び海外子会社の統括に携わり、豊富な経験、実績を有しております。これらの経験や実績をもとに、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者いたしました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号

6. **かわしたまさみ** 川下政美 (昭和24年9月3日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月	日本特殊陶業株式会社入社	平成21年6月	同 代表取締役副社長
平成16年7月	同 自動車関連事業本部営業本部中国部長	平成23年6月	同 最高顧問
平成17年6月	同 取締役	平成24年6月	同 顧問
平成20年6月	同 常務取締役	平成24年6月	当社 社外監査役
平成21年2月	同 専務取締役	平成27年6月	同 社外取締役
			現在に至る

■ 所有する当社株式の数  
一株

■ 取締役在任年数  
2年  
(監査役在任年数3年)

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
21回/21回 (100%)

### 社外取締役候補者とした理由

川下政美氏は、日本特殊陶業株式会社の経営者として培われた専門的な知識・経験等を有し、当社経営に対し客観的な視点での提言をいただいております。今後もこれらの豊富な経験や実績をもとに取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、社外取締役候補者といたしました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

### 候補者の独立性について

当社と日本特殊陶業株式会社との平成26年度以降の3ヵ年の取引は連結売上高の1%未満であり、仕入はありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

候補者番号

7. **あさいよしつぐ** 浅井侯序 (昭和29年5月16日生)

新任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月	ブラザー工業株式会社入社	平成18年4月	同 執行役員人事部長
平成元年7月	BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD 出向 同社代表取締役	平成23年4月	同 常務執行役員法務総務部長
平成12年10月	ブラザー工業株式会社 総合企画部長	平成28年4月	同 常務執行役員
平成16年6月	同 執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長	平成29年3月	同 社退社
			現在に至る

\* EVP: エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント

■ 所有する当社株式の数  
一株

■ 取締役在任年数  
一年

■ 当期における  
取締役会への出席状況  
—

### 社外取締役候補者とした理由

浅井侯序氏は、ブラザー工業株式会社の執行役員等の要職を歴任し、経営上求められる判断力、識見等を有し、当社経営に対する監督と客観的な視点での提言により取締役会の機能を強化することが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

### 候補者の独立性について

当社とブラザー工業株式会社との平成26年度以降の3ヵ年の取引は売上、仕入ともにありません。また、人的関係、資本的関係及びその他の利害関係はなく、同氏の社外取締役としての職務や独立性に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。

- (注) 1.川下政美氏、浅井侯序氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は社外取締役候補者のうち、川下政美氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。また、浅井侯序氏も株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出を予定しております。
- 2.当社は川下政美氏と責任限定契約を締結しております。川下政美氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、浅井侯序氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約の内容の概要は次の通りであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
  - ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 3.候補者の所有する当社の株式数にはフジミインコーポレーテッド役員持株会における本人持分が含まれておりません。

## 第 4 号 議 案

## 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、補欠監査役候補者は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

はやし  
**林**  
のぶ  
**伸**  
ふみ  
**文** (昭和30年4月12日生)

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

■ 所有する当社株式の数  
一株

昭和53年3月	昭和監査法人大阪事務所 (現 新日本有限責任監査法人)	平成7年8月	監査法人トーマツ 社員就任 (現 有限責任監査法人トーマツ)
昭和56年9月	監査法人丸の内会計事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ)	平成26年9月	有限責任監査法人トーマツ退所
昭和57年3月	公認会計士登録	平成26年10月	公認会計士林伸文事務所開設 現在に至る

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

林伸文氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通し、会社経営を統括する識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き、補欠の社外監査役候補者といたしました。

### 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 林伸文氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、林伸文氏が監査役に就任した場合には当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
2. 林伸文氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で責任限定契約の締結をする予定であります。その契約の内容の概要は次の通りです。
- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償の責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
  - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

(提供書面)

## 事業報告 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

### 1 企業集団の現況に関する事項

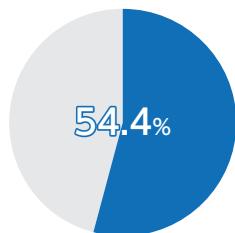
#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の当社グループを取り巻く環境は、米国経済は景気回復の動きがみられ、日本・欧州経済は力強さを欠くものの景気の底堅さがみられた一方、中国では景気減速が継続しました。また、英国のEU離脱問題や米国新政権の動向の影響もあり、世界経済の先行きは不透明な状況が続きました。一方、世界半導体市場は、ロジックデバイス、メモリデバイスともに堅調な需要に支えられ、夏場以降、前年の実績を上回る形で推移し、成長基調となりました。

こうした状況下、当社グループでは一丸となって売上拡大とコスト削減に努めました結果、当連結会計年度の業績は、売上高33,092百万円(前期比4.2%増)、営業利益4,278百万円(前期比29.5%増)、経常利益4,519百万円(前期比35.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益3,350百万円(前期比42.8%増)となりました。

**日本** 売上高 **18,008**百万円 (前期比10.2%増)

売上高構成比



売上高

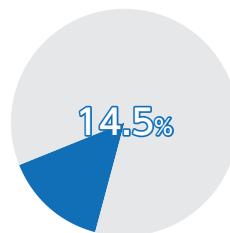
(単位：百万円)



日本につきましては、シリコンウェハー向け及びCMP向け製品の販売が好調に推移したことにより、売上高は18,008百万円(前期比10.2%増)、セグメント利益(営業利益)は販売増加に加え製品構成の良化により3,924百万円(前期比66.4%増)となりました。

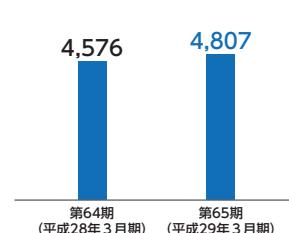
**北米** 売上高 **4,807**百万円 (前期比5.1%増)

売上高構成比



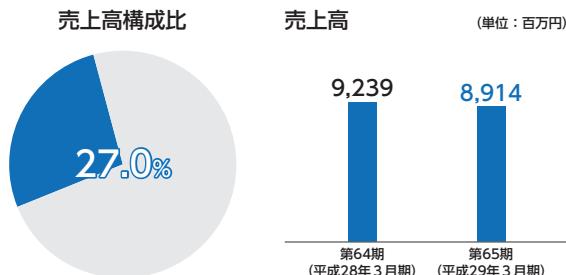
売上高

(単位：百万円)



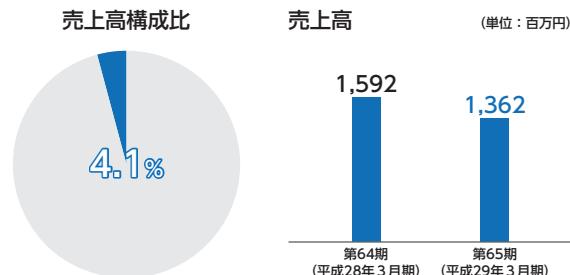
北米につきましては、最先端ロジックデバイス向けCMP製品の販売が好調に推移したことから売上高は4,807百万円(前期比5.1%増)、セグメント利益(営業利益)は607百万円(前期比25.7%増)となりました。

## アジア 売上高 8,914百万円 (前期比3.5%減)



アジアにつきましては、最先端ロジックデバイス向けCMP製品の販売は堅調であったものの、為替の影響及び春先まで続いたハードディスクドライブメーカーの生産調整の影響により、売上高は8,914百万円(前期比3.5%減)、セグメント利益(営業利益)は1,340百万円(前期比29.7%減)となりました。

## 欧州 売上高 1,362百万円 (前期比14.4%減)



欧州につきましては、シリコンウェハー向け製品は好調であったものの、CMP向け製品の販売減少により、売上高は1,362百万円(前期比14.4%減)、セグメント利益(営業利益)は144百万円(前期比5.1%減)となりました。

主な用途別売上の実績は、次のとおりであります。

シリコンウェハー向け製品につきましては、ラッピング材の売上高は3,193百万円(前期比0.7%増)、ポリシング材の売上高は一部製品の販売増加により、6,245百万円(前期比8.6%増)となりました。

CMP向け製品につきましては、ロジックデバイス向け及びメモリデバイス向け製品の販売がともに増加したことにより、売上高は12,270百万円(前期比11.7%増)となりました。

ハードディスク向け製品につきましては、上述のとおり為替の影響及び業界の生産調整の影響により、売上高は3,650百万円(前期比9.7%減)となりました。

非半導体関連の一般工業用研磨材につきましては、最終製品の生産調整の影響により、売上高は5,150百万円(前期比4.7%減)となりました。

## 用途別売上高

(単位：百万円)

区 分	第 64 期 (平成28年3月期)		第 65 期 (平成29年3月期)		前期比増減(△)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
ウェハーラッピング	3,171	10.0%	3,193	9.7%	21	0.7%
ウェハーポリシング	5,753	18.1%	6,245	18.9%	492	8.6%
C M P 向け	10,980	34.6%	12,270	37.1%	1,290	11.7%
ハードディスク向け	4,041	12.7%	3,650	11.0%	△391	△9.7%
一般工業用研磨材	5,403	17.0%	5,150	15.5%	△252	△4.7%
自社品その他	2,161	6.8%	2,393	7.2%	232	10.8%
商 品	244	0.8%	188	0.6%	△55	△22.8%
合 計	31,755	100.0%	33,092	100.0%	1,337	4.2%

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,336百万円でありました。

### (3) 資金調達の状況

設備投資の資金は全額自己資金をもって充當いたしました。

### (4) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 62 期 平成26年3月期	第 63 期 平成27年3月期	第 64 期 平成28年3月期	第 65 期 (当連結会計年度) 平成29年3月期
売 上 高 (百万円)	27,492	32,815	31,755	33,092
経 常 利 益 (百万円)	1,535	4,596	3,342	4,519
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	799	3,695	2,346	3,350
1 株当たり当期純利益 (円)	30.82	143.79	92.63	135.77
総 資 産 (百万円)	46,648	51,790	50,684	53,699
純 資 産 (百万円)	41,507	44,694	44,523	46,164
1 株当たり純資産額 (円)	1,598.32	1,763.88	1,774.30	1,872.91

## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
FUJIMI CORPORATION	330千 米ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN.BHD.	5,000千 マレーシアリンギット	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI EUROPE GmbH	25千 ユーロ	100.0%	研磨材等の販売
臺灣福吉米股份有限公司 (FUJIMI TAIWAN LIMITED)	800,000千 新台幣ドル	100.0%	研磨材等の製造・販売
FUJIMI KOREA LIMITED	200,000千 韓国ウォン	100.0%	研磨材等の販売支援
深圳福吉米科技有限公司 (FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO.,LTD.)	3,000千 人民幣元	100.0%	研磨材等の販売支援

## (6) 対処すべき課題

当社が主に事業展開している半導体産業は、かねてより好不況の波が激しい産業構造であり、足許では昨夏以降、ロジックデバイス、メモリデバイスともに堅調な需要に支えられ成長基調となっておりますが、中長期的にはかつてのように前年比二桁成長が続くことを期待することは困難な状況であります。当社においては半導体業界の好不況の波から受ける影響を緩和させ、売上の安定化と更なる拡大を目指し、新規事業本部及び先端技術研究所を設置し、短期及び中長期視点での研究開発と新規事業の探索・育成により事業領域の拡大に努めております。

また一方で、事業領域の拡大及び高度化するお客様の要求に応えるための高品質製品の開発やその要求へ十分かつ速やかに対応するための販売管理費の増加及び原材料価格の上昇が新たな課題として顕在化しております。

このような状況下で更なる成長を目指し、平成28年11月に中長期経営計画を策定いたしました。その内容については、「7. 会社の支配に関する基本方針 2. 基本方針の実現に資する取組みの概要 ② 企業価値向上のための取組み（中長期経営計画）」に記載のとおりであります。

(7) **主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

当社グループの主な事業内容は、研磨材等の製造、販売及びこれらに付帯する一切の事業であります。

(8) **主要な事務所及び工場**（平成29年3月31日現在）

① 当 社

本 社	:	愛知県清須市
事 務 所	:	東京都千代田区
工 場	:	[枇杷島工場] 愛知県清須市
		[稲沢工場] 愛知県稲沢市
		[各務原工場] 岐阜県各務原市
		[各務東町工場] 岐阜県各務原市
研究開発センター	:	岐阜県各務原市
物流センター	:	岐阜県各務原市
先端技術研究所	:	岐阜県各務原市
上海事務所	:	中国

② 子会社等

- 1) FUJIMI CORPORATION  
所在地 : 米国
- 2) FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN.BHD.  
所在地 : マレーシア
- 3) FUJIMI EUROPE GmbH  
所在地 : ドイツ
- 4) FUJIMI TAIWAN LIMITED  
所在地 : 台湾
- 5) FUJIMI KOREA LIMITED  
所在地 : 韓国
- 6) FUJIMI SHENZHEN TECHNOLOGY CO.,LTD.  
所在地 : 中国

(9) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
日本	516名	4名増
北米	102名	2名減
アジア	153名	9名増
欧州	4名	—
全社（共通）	52名	5名増
合計	827名	16名増

(注) 1. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

2. 使用人数には、嘱託、派遣社員及びパートタイマーは含まれておりません。

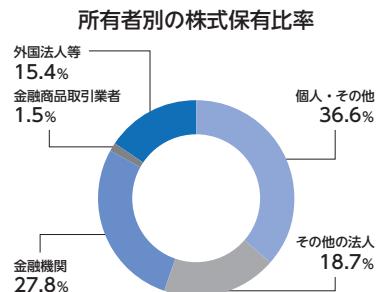
② 当社の使用人の状況

当事業年度末使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
568名	9名増	40.8歳	13.4年

(注) 使用人数には、嘱託、当社から社外への出向者、派遣社員及びパートタイマーは含まれておりません。

## 2 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,699,500株  
 (注)平成28年6月15日付で実施した自己株式の消却により、前事業年度末と比べて1,000,000株減少しております。
- (3) 株主数 6,746名
- (4) 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
有限会社コマ	3,743千株	15.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,454	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,337	5.4
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS P A C I F I C F U N D	938	3.8
株式会社三菱東京UFJ銀行	728	2.9
越山 勇	717	2.9
株式会社りそな銀行	691	2.8
日本生命保険相互会社	639	2.5
フジミ取引先持株会	621	2.5
一般財団法人越山科学技術振興財団	600	2.4

(注) 持株比率は、自己株式(4,051,141株)を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

### ①自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成28年3月1日開催の取締役会決議に基づき、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の総数	445千株
取得金額	644百万円
取得した期間	平成28年4月1日から平成28年5月31日

### ②自己株式の消却

当社は、平成28年3月1日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決定し、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の総数	1,000千株
消却価額	1,260百万円
消却した日	平成28年6月15日

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関 敬 史	
常務取締役	伊 藤 広 一	品質保証本部長
取 締 役	鈴 木 彰	財務本部長
取 締 役	大 脇 寿 樹	機能材事業本部長
取 締 役	鈴 木 勝 弘	CMP事業本部長兼 FUJIMI CORPORATION社長兼 FUJIMI TAIWAN LIMITED董事長
取 締 役	川 下 政 美	
常勤監査役	松 島 伸 男	
常勤監査役	藤 川 佳 明	
監 査 役	高 橋 正 彦	高橋正彦事務所所長 公認会計士・税理士
監 査 役	岡 野 勝	

- (注) 1. 当社と社外取締役川下政美氏、社外監査役高橋正彦氏及び岡野勝氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
- ア. 社外取締役、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める額を限度として、その責任を負う。
- イ. 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
2. 取締役川下政美氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、それぞれ両取引所に届け出ております。
3. 監査役高橋正彦氏及び岡野勝氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、それぞれ両取引所に届け出ております。
4. 監査役高橋正彦氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 平成29年2月2日の取締役会決議により、平成29年4月1日付で取締役の担当及び重要な兼職の状況の一部を次のとおり変更いたしました。

氏名	変更前	変更後
大脇 寿樹	機能材事業本部長	機能材事業本部長兼 FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN.BHD.社長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 184百万円 (うち社外取締役 1名 5百万円)  
 監査役 4名 35百万円 (うち社外監査役 2名 7百万円)

(注) 上記のほか、次のとおりの支給があります。

取締役 使用人兼務の場合の使用人分給与 51百万円

- ① 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において、取締役報酬を「年額480百万円以内」(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役報酬を「年額60百万円以内」と決議いただいております。
- ② 報酬等の額には、当事業年度の取締役賞与85百万円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 社外役員の重要な兼職の状況は「4.会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載しております。なお、当社と当該他の法人等との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	川下 政美	当事業年度開催の取締役会21回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。
監査役	高橋 正彦	当事業年度開催の取締役会21回及び監査役会16回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的知見に基づいた発言を行っております。
監査役	岡野 勝	当事業年度開催の取締役会21回及び監査役会16回の全てに出席し、必要に応じ、他社において長年経営に携わった経験と知見に基づいた発言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	32百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けただけで、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、これらは適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社であるFUJIMI CORPORATION、FUJIMI-MICRO TECHNOLOGY SDN.BHD.、FUJIMI EUROPE GmbH及びFUJIMI TAIWAN LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案することを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム構築に関する基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。

（最終改定：平成27年4月17日）

### 1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- （1）当社は、倫理法令遵守に関する規程等を整備し、取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範とする。
- （2）当社は、倫理法令遵守の周知徹底を図る。
- （3）内部監査室は、全社の倫理法令遵守の取り組みを横断的に統括する。
- （4）内部監査室は法務部と連携のうえ、倫理法令遵守の状況を監査し、結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- （5）当社は、倫理法令等違反行為防止のため、社内相談・通報制度を整備し、運用する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役の職務執行に関する情報を文書等に記録し保存、管理する。監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- （1）当社は、リスク管理に関する規程に基づき、リスク管理委員会において業務執行に伴うリスク及びその対応責任部門を定め、その回避措置について漏れなく管理する。
- （2）社長室は、当社及び子会社から成るグループ全体のリスクを漏れなく全体的に管理する。
- （3）内部監査室は、部門毎のリスク管理の状況を監査し取締役会に報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、次に定める事項により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- （1）定時取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務の執行を監督する。
- （2）より機動的な意思決定を行うため、取締役、本部長を構成員とする経営会議を開催する。
- （3）取締役は、全社の中長期経営計画及び年度計画の立案、事業毎の戦略目標及び施策を策定し、事業・部門別の進捗状況を取締役会に報告する。

### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- （1）当社は、グループ各社が倫理法令遵守に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための体制を構築する。
- （2）当社は、グループ各社が意思決定やその他組織に関する規程等を整備し、当該各社の取締役及び従業員等が効率的な業務を実行できる体制を構築する。
- （3）当社は、グループ各社に経営上の重要な情報について定期的な報告を義務付ける。
- （4）内部監査室は、グループ全体の内部統制を担当する。

- (5) 内部監査室は、グループ各社における内部統制システムの構築のため、実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。
- (6) 内部監査室は、グループ各社への内部監査を実施し、定期的に取り締役会に報告する。

## 6. 監査役職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

- (1) 監査役は、監査役職務を補助すべき従業員等の配置を求めることができる。その従業員等の任命、異動、解任等については、監査役の同意を要する。
- (2) 監査役職務を補助すべき従業員等は、原則他部署の従業員等を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。但し業務の都合等の合理的な理由により専任する従業員等を配置できない場合は、監査役職務補助のため配置される従業員等は監査役の指揮命令を他に優先しなければならない。

## 7. 取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等は社内規程の定めにより、次の事項を監査役に報告する。
  - ① 当社及び関係会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
  - ② 重大な法令及び定款違反
  - ③ 内部監査の実施状況
  - ④ 倫理法令遵守等に関連する相談・通報の状況
  - ⑤ その他重要な業務執行の状況
- (2) 当社は、当該報告を行った者に対し、そのことを理由として不利な取り扱いを行わない。

## 8. 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、以下のことを行う。
  - ① 取締役会の他、監査役が出席を必要と判断する社内の重要な会議に出席する。
  - ② 稟議書、契約書など業務執行に関する重要な文書を閲覧する。
  - ③ 取締役及び従業員等から業務執行に関する説明を受ける。
  - ④ 代表取締役と定期的に意見交換を行う。
  - ⑤ 会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (2) 監査役職務の執行に必要な費用は当社負担とする。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対し社内規程等を定め、次の基本原則に基づき行動する。

- ① 組織として対応
- ② 外部専門組織との連携
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤ 裏取引や資金の提供の禁止

## **(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)**

当社は当社及びグループ各社を対象として、遵法性と効率性の観点から業務の適正を確保することを目的として、前記「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）」に則って運用しており、その主な取組みは以下のとおりです。

### **1. 取締役及び従業員等の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）**

- (1) 取締役及び従業員等が法令及び定款を遵守した行動をとるための規範、「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、社長室及び内部監査室が中心となり全従業員向けコンプライアンス遵守に関する教育を実施しております。受講終了後に、管理監督者（経営陣を含む）を対象として受講確認書を受領しております。
- (2) 当社は、公益通報者保護法に基づいた「公益通報者保護規程」を制定しており、内部通報の内容を賞罰委員会及び監査役に報告しております。

### **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）**

当社は、関係する情報を文書管理規程に従い重要な文書として記録し、定められた期間に亘り保存及び管理しております。

### **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）**

当社は、業務執行に係るリスクを低減するため、リスク管理規程に基づき、年2回リスク管理委員会を開催しております。

### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）**

当社は、上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の趣旨に基づき、月1回の定時取締役会を、加えて必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、当期は合計21回開催しました。なお、取締役会で審議される事項は、経営会議にて予め審議しております。

### **5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）**

- (1) グループ各社の取締役及び従業員等に「倫理綱領、企業理念、企業ビジョン」を共有し、その周知徹底を図るため、経営幹部及び社長室が全従業員向けに教育を実施しております。
- (2) 当社及びグループ各社はグローバルリスク管理委員会を年2回開催し、様々なリスクについて審議することによりグループ会社を含めたグローバルベースのリスク管理を機能させております。
- (3) 当社の経営幹部はグループ各社より月次または適時に業務の適正性について報告を受け執行の状況の確認をしております。

## 6. 監査役の職務を補助すべき従業員等及びその従業員等の取締役からの独立性並びにその従業員等が行う業務の実効性に関する事項

当期においては、監査役から監査役職務を補佐すべき使用人を置く必要があるとの申し出を受けておりません。

## 7. 取締役及び従業員等並びにグループ各社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、当社取締役会ほか重要な会議に出席するとともに、グループ各社から提出される月報等を確認するなどした上で必要に応じ、各社役職者に対してその説明を求めております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っております。
- (2) 取締役は、監査役に対し当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項等について速やかに報告を行っております。

## 8. 監査役の実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の趣旨に基づき、取締役の職務の執行に係る文書等を必要に応じ閲覧できる環境下にあります。また、監査役・会計監査人・内部監査室の三様監査を通じて、監査役監査が実効性あるよう対応しております。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わないことを基本方針として「倫理綱領」「企業理念」に定め、全役職者へ当該基本方針の遵守を徹底しております。当社は警察関係機関等の外部専門機関、弁護士等外部専門家と連携し、積極的に情報交換に努めております。また、当社は、取引基本契約等へ反社会的勢力排除条項を設定しております。

## 7 会社の支配に関する基本方針

株式会社の支配に関する基本方針については次のとおりであります。

### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、資本市場において自由に取引されるべきものであると考えております。したがって、当社の株券等の大規模買付行為（下記3. ②に定義します。以下同じとします。）については、原則としてこれを否定するものではなく、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、十分な時間や情報が提供されないまま、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象会社の取締役会や株主が当該大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間や情報を与えないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、平成29年3月31日現在における当社の大株主の状況は、2. 「会社の株式に関する事項」のとおりであり、当社役員及びその親族、関係者（以下「当社役員等」といいます。）が発行済株式の一部を保有しております。当社は上場会社であり、当社役員等が各々の事情により株式の譲渡その他の処分をすることや役員の変動等によって持株比率が低下する可能性も否定できないことに加え、これまで注力してきた当社事業の基盤を成す人材の育成や設備投資、中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等、自己資本の充実、又は他社との業務資本提携等のために、必要となる資金を資本市場から調達することもひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には、現在の役員等の持株比率が低下する可能性もあり得るものと考えております。

当社の企業価値の源泉を十分理解し、これらの中長期的に確保し、長年築きあげてきた技術、ノウハウなどの無形の経営資源と市場とを有機的に結合させ企業価値の増大を図る経営をすることができなければ、ステークホルダーの信頼を得ることができず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反することとなると考えます。

当社は、上記のような当社の企業価値の源泉を理解せず、これらの中長期的に確保し、企業価値の増大を図る経営を企図しない大規模買付行為やこれに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する恐れがある当社の株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

### ① 当社の企業価値の源泉について

当社の創業以来蓄積されたノウハウと研究開発力から生まれた当社製品の数々は、シリコンウェハーに代表される半導体基板の鏡面研磨、半導体チップの多層配線に必要なCMP（化学的機械的平坦化）、ハードディスクの研磨など高精度な表面加工が求められる先端産業に欠かせぬものとなっております。なかでも、主力事業分野である半導体基板向け超精密研磨材では世界ナンバーワンのマーケットシェアを維持しており、超精密研磨のリーディングカンパニーとして、大手企業の新規参入に対して市場優位性を維持しております。

最近では、LED、ディスプレイ、パワーエレクトロニクス用部品等の硬脆材の表面加工分野やその他様々な表面加工のニーズに独自のソリューションで応える取組みを積極的に進めております。また、溶射技術や装置に最適な溶射材の開発・商品化で新分野を開拓しております。

このように当社は、「パウダー&サーフェス分野」を事業領域として、コア技術を高め先端技術をリードすることにより、お客様の満足度を高め信頼を勝ち得てまいりました。また、当社が特定の企業グループに属することなく独立性の高い経営を堅持していることも、多くのお客様から受け入れていただいている一因と考えております。

当社のコーポレートスローガン「技術を磨き、心をつなぐ」には、先端技術を通してより良い製品づくりに貢献し、人々の心をつなぎ、生活を豊かにするという意味が込められており、人を尊重し地球環境に配慮した製品づくりが当社の「ものづくり」の根底に流れております。

当社はこうした「ものづくりの精神」と従業員一人ひとりが変化に果敢に挑戦するという企業風土とITを駆使した情報の共有化をテコに、企業競争力の向上と持続的成長によって企業価値を増大してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした製造現場と一体となった高い技術力・開発力、長い歴史のなかで培われたお客様との信頼関係、労使間の健全かつ一体感のある企業風土にあると考えております。

今後の技術革新をリードし業績の拡大を目指していくためにも、お客様の信頼度のさらなる向上、従業員の士気向上を図っていくことが重要と考えており、当社はこうした方針のもと、引き続き企業価値の向上にグループを挙げ取り組んでまいります。

## ② 企業価値向上のための取組み(中長期経営計画)

平成28年11月に策定した中長期経営計画では、「私たちは一人ひとりの前向きなアイデアとチャレンジを応援します」を中長期企業ビジョンに据えました。これは、社員一人ひとりから自発的なアイデアとチャレンジが次々と生まれ、それを育む土壌を整えることで、環境の変化に対応し、最終ゴールである企業文化ビジョンに掲げた「強く、やさしく、面白い」会社に向かっていくことを意図したものです。

当社はこれまで半導体市場を主たる事業領域とし、主に精密研磨材を開発・製造・販売してまいりましたが、事業環境の変化は激しさを増しています。長らく半導体市場の主役であったパソコンは平成24年以降出荷台数の減少が続いており、その後市場を牽引してきたスマートフォンも既に成長率は大きく鈍化し、ポストスマートフォンに向けた新たな業界再編の動きが活発化しております。

こうした事業環境下で安定的かつ持続的な成長を遂げるためには、特定の市場や用途に偏ることがない事業構造が必要であると考え、非半導体関連売上構成比の向上を目指してまいりました。一方で、当社は平成24年に事業ドメインを「パウダー&サーフェス」と定めましたが、実際のところは従前同様に研磨材を中心とした事業活動が軸となっておりました。

中長期経営計画では、「パウダー&サーフェス」に加え、「表面加工のソリューション」へ事業ドメインの拡大を目指してまいります。具体的な取組みとしては、短期から中期的には既存事業での深掘りと周辺領域の新規用途開拓を進め、中期的には「パウダー&サーフェス」を意識した非研磨用途・事業を拡充し、更には10年先を見据えた長期視点での育成を進めてまいります。

なお、長期視点の活動につきましては、平成27年4月に先端技術研究所を設置し、既に取組みに着手しております。これまで築き上げた強固な財務基盤を背景として、引き続き成長のための積極的な開発投資を行ってまいります。

上記取組み成果を測る指標として、非半導体売上構成比に加え、新規事業売上構成比、非研磨分野売上構成比についても目標を定め、定期的に進捗管理を行うことで、安定的かつ持続的な成長に繋げてまいります。

また、成長分野への積極投資と併せ株主の皆様への還元を強化（平成31年3月期までに配当性向を50%以上）することで資本効率（ROE、ROA）を高めると同時に、CSR活動においては、これまでの活動に加え、両立支援、女性活躍推進等にもより一層力を注ぎ、企業価値増大を目指してまいります。

### [シリコン事業]

半導体基板となるシリコンウェハーを高精度に平坦化・鏡面化する研磨工程で用いられる研磨材を製造販売する事業です。益々高度化するお客様の要求に対し、新技術に支えられた独自性の高い新製品を提供し、「最も信頼されるパートナー」を目指してまいります。また、近年注目されているパワーデバイス基板向け製品開発にも注力してまいります。

#### [CMP事業]

半導体デバイスの製造工程で用いられる研磨材を製造販売する事業です。半導体デバイスの高密度化・高集積化に伴い多層化される配線を平坦化するCMPが適用される工程は増加傾向にあります。お客様の製造・開発拠点に近い、日本、米国、台湾に当社も製造・開発拠点を設け、お客様とより密接な関係を構築し、お客様のロードマップに沿った新製品を迅速に開発することのみならず、安定で高品質な製品・サービスを提供してまいります。

#### [ディスク事業]

パソコンやHDD搭載型TV、DVD・BDレコーダーなどの記憶媒体であるハードディスク用基板の製造工程に用いられる研磨材を製造販売する事業です。お客様の生産拠点が集中するマレーシアに製造拠点を置くとともに技術スタッフを配置し、技術サポートを強化することでお客様との信頼関係を構築し、次世代ディスク基板への要求を早期に入手することにより、お客様の要求に合った新製品をタイムリーに提供してまいります。

#### [機能材事業]

電子部品、自動車、レンズ等に使用される精密砥石、研磨布紙及びラッピング・ポリシング向けの研磨材、機能性材を製造販売する事業です。パウダー技術を強化し、お客様のご要望に的確な対応をすることにより潜在的なニーズまでも引き出し、お客様の信頼を高めていくよう努めてまいります。また、研磨砥粒の新たな用途もお客様との関係を強化していく中で探索してまいります。

#### [溶射材事業]

鉄鋼、航空機及び半導体等様々な業界における長寿命化、高機能化を実現するために、環境に優しい表面処理として使用される溶射用途向けに、主にサーメット、セラミックスなどの粉末溶射材を製造販売する事業です。粉末造粒技術を強化し、お客様へのタイムリーなソリューションの提案により、売上拡大と新規市場の開拓を図ってまいります。

#### [新規事業]

シリコン、CMP、ディスクなど既存事業以外の新規用途で用いられる、金属、セラミック、樹脂などの多種多様な一般工業用品の研磨材等を製造販売する事業です。世界の様々な業界のお客様から寄せられる、新たな表面加工ニーズに、研磨材のみならず用途に応じた装置や周辺消耗材の提案・提供を含めたトータルソリューションでお応えしてまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

#### ① 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の目的

上記1.記載の基本方針に基づいて、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような一方的かつ大規模な買付行為及びその類似行為を行う者に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、もっとも適切と思われる措置を迅速かつ的確

に講じる必要があると認識しております。このような認識のもと、当社取締役会は、こうした不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的として、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を更新することを決定し、平成28年6月22日開催の定時株主総会で承認を得ました。（以下「本対応方針」といいます。）

#### ② 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策の概要

本対応方針は、（ア）当社が発行する株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、もしくは、（イ）当社が発行する株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかに該当する買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（「7. 会社の支配に関する基本方針」において、あわせて「大規模買付行為」といいます。）を適用対象としています。

本対応方針では、当社取締役会が、大規模買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して本対応方針に定める大規模買付情報の提供を要請するための手続を定めています。

取締役会は、（ア）大規模買付者等が本対応方針に定められた手続を遵守せず、又は（イ）大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうような、本対応方針に定める一定の類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、所定の期間内に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、上記独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本対応方針における対抗措置の発動を決定します。当社取締役会が対抗措置として一定の行使条件及び取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権を当該決議によって定める全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

#### 4. 上記取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

上記2. 記載の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでな

いと判断しております。

また上記3. 記載の取組みである本対応方針は、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主共同の利益のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであると考えております。

さらに、本対応方針は、(ア) 株主総会の承認により継続され、また必要があれば株主意思確認総会を経る場合があるなど、株主意思を重視するものであること、(イ) 経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足し、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等をも踏まえていること、(ウ) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、(エ) 当社取締役会から独立した組織として独立委員会が設置され、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して意思決定することとされていること、(オ) 本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていること、(カ) 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされていること等から、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

なお、本対応方針の詳細につきましては、当社のウェブサイト(<http://www.fujimiinc.co.jp>)の平成28年5月20日付のニュースリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>38,623</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,911</b>
現金及び預金	24,332	支払手形及び買掛金	3,226
受取手形及び売掛金	7,239	未払法人税等	866
有価証券	500	賞与引当金	1,002
商品及び製品	3,275	その他	1,815
仕掛品	847	<b>固 定 負 債</b>	<b>623</b>
原材料及び貯蔵品	1,598	繰延税金負債	7
繰延税金資産	544	退職給付に係る負債	579
その他	302	その他	37
貸倒引当金	△17	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,535</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,075</b>	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>13,635</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>45,697</b>
建物及び構築物	7,262	資 本 金	4,753
機械装置及び運搬具	1,105	資 本 剰 余 金	5,038
土地	3,418	利 益 剰 余 金	41,013
建設仮勘定	1,070	自 己 株 式	△5,108
その他	778	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>466</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>509</b>	その他有価証券評価差額金	254
ソフトウェア	482	為替換算調整勘定	344
その他	27	退職給付に係る調整累計額	△132
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>930</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>46,164</b>
投資有価証券	709	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>53,699</b>
繰延税金資産	120		
その他	109		
貸倒引当金	△9		
<b>資 産 合 計</b>	<b>53,699</b>		

## 連結損益計算書 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,092
売 上 原 価		19,568
売 上 総 利 益		13,524
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,246
営 業 利 益		4,278
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
為 替 差 益	97	
固 定 資 産 売 却 益	69	
廃 棄 物 処 分 益	36	
そ の 他	45	273
営 業 外 費 用		
減 価 償 却 費	4	
固 定 資 産 除 却 損	20	
そ の 他	6	31
経 常 利 益		4,519
特 別 損 失		
退 職 給 付 制 度 終 了 損	18	18
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,500
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,282	
法 人 税 等 調 整 額	△132	1,150
当 期 純 利 益		3,350
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,350

## 連結株主資本等変動計算書 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,753	5,038	40,042	△5,725	44,109
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,118		△1,118
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,350		3,350
自 己 株 式 の 取 得				△644	△644
自 己 株 式 の 消 却		△1,260		1,260	－
利益剰余金から資本 剰余金への振替		1,260	△1,260		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	971	616	1,587
当 期 末 残 高	4,753	5,038	41,013	△5,108	45,697

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	122	468	△176	414	44,523
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,118
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,350
自 己 株 式 の 取 得					△644
自 己 株 式 の 消 却					－
利益剰余金から資本 剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	132	△124	44	52	52
当 期 変 動 額 合 計	132	△124	44	52	1,640
当 期 末 残 高	254	344	△132	466	46,164

# 計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>30,744</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,254</b>
現金及び預金	18,741	支払手形	702
受取手形	471	買掛金	2,040
売掛金	6,667	未払金	1,214
有価証券	500	未払費用	213
商品及び製品	1,785	未払法人税等	727
仕掛品	807	賞与引当金	870
原材料及び貯蔵品	1,076	その他の	485
前払費用	55	<b>固 定 負 債</b>	<b>425</b>
繰延税金資産	406	退職給付引当金	388
その他	250	その他	37
貸倒引当金	△17	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,680</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,159</b>	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,563</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>39,968</b>
建物	4,174	資 本 金	4,753
構築物	167	資 本 剰 余 金	5,038
機械装置	782	資本準備金	5,038
工具器具備品	458	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>35,285</b>
土地	3,322	利益準備金	362
建設仮勘定	652	その他利益剰余金	34,922
その他	5	別途積立金	31,000
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>501</b>	繰越利益剰余金	3,922
ソフトウェア	474	<b>自 己 株 式</b>	<b>△5,108</b>
その他	27	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>254</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>6,095</b>	その他有価証券評価差額金	254
投資有価証券	413	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>40,223</b>
関係会社株式	5,224	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>46,904</b>
その他の関係会社有価証券	296		
繰延税金資産	72		
その他	98		
貸倒引当金	△9		
<b>資 産 合 計</b>	<b>46,904</b>		

# 損益計算書 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		24,676
売 上 原 価		15,286
売 上 総 利 益		9,390
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,386
営 業 利 益		2,004
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	1,376	
そ の 他	161	1,540
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	14	
減 価 償 却 費	25	
固 定 資 産 除 却 損	20	
そ の 他	6	66
経 常 利 益		3,477
特 別 損 失		
退 職 給 付 制 度 終 了 損	18	18
税 引 前 当 期 純 利 益		3,459
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	716	
法 人 税 等 調 整 額	△137	579
当 期 純 利 益		2,879

## 株主資本等変動計算書 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	4,753	5,038	—	5,038	362	33,000	1,421	34,784	△5,725	38,851
当期変動額										
剰余金の配当							△1,118	△1,118		△1,118
当期純利益							2,879	2,879		2,879
別途積立金の取崩						△2,000	2,000	—		—
自己株式の取得								—	△644	△644
自己株式の消却			△1,260	△1,260				—	1,260	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,260	1,260			△1,260	△1,260		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2,000	2,500	500	616	1,117
当期末残高	4,753	5,038	—	5,038	362	31,000	3,922	35,285	△5,108	39,968

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等	
当期首残高	122	122	38,973
当期変動額			
剰余金の配当			△1,118
当期純利益			2,879
別途積立金の取崩			—
自己株式の取得			△644
自己株式の消却			—
利益剰余金から資本剰余金への振替			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	132	132	132
当期変動額合計	132	132	1,249
当期末残高	254	254	40,223

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社フジインコーポレーテッド

取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 伊集院 邦 光 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジインコーポレーテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社フジインコーポレーテッド

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 伊集院 邦 光 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジインコーポレーテッドの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株式会社フジミインコーポレーテッド 監査役会

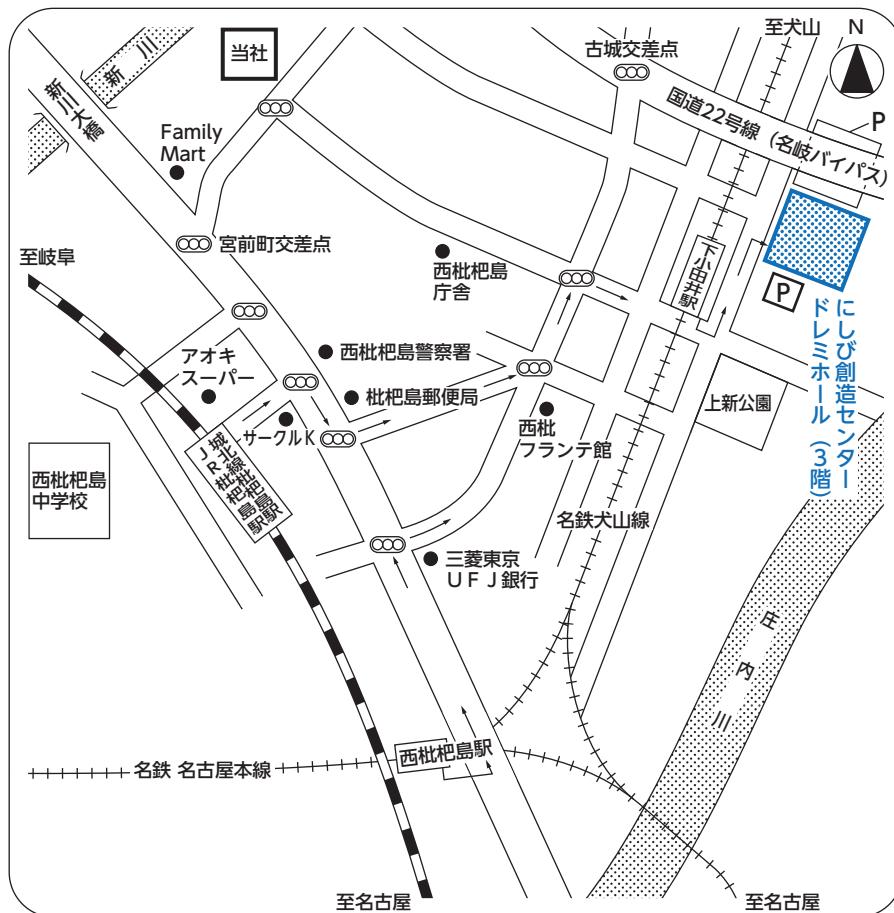
常勤監査役	松	島	伸	男	ⓐ
常勤監査役	藤	川	佳	明	ⓐ
社外監査役	高	橋	正	彦	ⓐ
社外監査役	岡	野		勝	ⓐ

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県清須市西枇杷島町小田井一丁目12番地 1  
 にしび創造センター ドレミホール (3階)  
 電話番号 (052)-504-6361 (代表)

最寄りの駅 ●名古屋鉄道 -----> 下小田井駅 (犬山線) 徒歩 3分  
 西枇杷島駅 (名古屋本線) 徒歩15分  
 ●J R -----> 枇杷島駅 (東海道本線) 徒歩15分  
 ●東海交通事業-----> / (城北線) 徒歩15分



(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。